

事業所調査へのご協力のお願い

雇用関係助成金の適正な制度運用と不正受給の未然防止を図るため、愛知労働局では助成金の支給申請または計画認定を行った事業主の皆様に対して、調査を随時実施しております。

なお、雇用関係助成金は**調査に協力することが助成金の支給要件になっています**ので、ご協力をお願いいたします。

事前予告なし の事業所訪問

事前予告なしに事業所を訪問のうえ、
「対象労働者の雇用状況」
「教育訓練・休業等の実施状況」
「出勤簿や賃金台帳等の確認」
などを確認することがあります。

※必要に応じて、**雇用保険法第79条に基づく
立入検査**を実施することもあります。

従業員・取引 先等への調査

調査は代表者や事務担当者の方だけでなく、**従業員の方**や、必要に応じて**取引先等**にも訪問、電話、書面等により調査協力を求めることがあります。

関係帳簿 書類の借用

助成金審査及び調査に必要な場合には、**帳簿書類などをお預かりします**。
国の会計検査の対象となった場合には、
各種関係書類の借用を行います。

支給決定後 の事後調査

支給決定後も随時調査を実施します。
添付書類を含む申請書類は、支給決定日から起算して**「5年間」保存する必要がある**ため、破棄しないようにしてください。



**調査の結果、申請内容が不適正（事実と異なる）
の場合は、支給した助成金の返還を求めます。**

不正受給の場合

「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受ける（受けようとする）ことです。このため、故意に支給申請書に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うことは不正受給に該当します。



代表者が行った場合だけでなく、役員、従業員、社会保険労務士、代理人等、支給申請・書類作成に関わった人が行った場合でも、**事業主（会社）の不正受給に該当します！**

雇用保険法（一部抜粋）

調査・報告等

（報告等）

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して**必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。**

第七十七条 行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して**必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。**

（立入検査）

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の**事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。**

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

罰 則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、**六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。**

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して**報告をせず**、若しくは**偽りの報告**をし、又は**文書を提出せず**、若しくは**偽りの記載をした文書を提出**した場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して**答弁をせず**、若しくは**偽りの陳述**をし、又は同項の規定による**検査を拒み、妨げ**、若しくは**忌避**した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、**六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金**に処する。

二 第七十七条の規定による命令に違反して**報告をせず**、若しくは**偽りの報告**をし、**文書を提出せず**、若しくは**偽りの記載をした文書を提出**し、又は**出頭しなかつた場合**

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して**答弁をせず**、若しくは**偽りの陳述**をし、又は同項の規定による**検査を拒み、妨げ**、若しくは**忌避**した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

会計検査院法（抜粋）

第二十五条

会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条

会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。